

企画競争実施に関する公告

令和 8 年 1 月 30 日

下記の通り、企画提案書の提出を招請します。

独立行政法人国際交流基金
契約担当職
理事 古屋 昌人

記

1. 調達内容

- (1) 案件名： 令和 8 年度国際航空券手配及び付帯業務
- (2) 業務概要： 海外赴任/派遣、海外出張及び海外からの招へい等に係る国際航空券の予約、発券及び査証手配等付帯業務一式。 詳細は企画競争説明書による。
- (3) 契約期間： 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所： 指定場所
- (5) 選定方法： 企画競争とし、応募者から提出される実施提案書について、書類審査及び面接により、提案内容及び価格の面から総合的な評価を行う。上位 4 者(予定)を選定の上、契約書を締結する。業務内容は①海外赴任/派遣、②海外出張、③海外からの招へいの 3 業務であるが、3 業務すべてを担当できることを必須とする。

2. 参加資格

- (1) 独立行政法人国際交流基金(「以下、「JF」という。」)会計細則第 16 条及び第 18 条の規定に該当しない者であること。

＜会計細則 拠粹＞

第 16 条 契約担当職は、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を会計規程第 23 条に定める一般競争及び会計規程第 24 条に定める指名競争(以下「競争」という。)に参加させることができない。

第 18 条 契約担当職は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があつた後 2 年間競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者

- (2) 契約の履行に当たり、前号に掲げる者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 令和 07・08・09 年度競争参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」において A、B 又は C の等級を有する者であること。

なお、全省庁統一資格および申請手続き等については下記ウェブサイトを参照のこと(JF では競争参加資格審査ならびに登録手続きを行っていないので注意すること)。

※調達ポータルサイト [調達ポータル](#)

- (4) JF または外務省から指名停止にされている期間中の者でないこと。
- (5) JFとの契約に関して過去1年において債務不履行、納期遅滞等を起こしたことがなく、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (6) 旅行業法に定める第一種旅行業者の登録業者であること。
- (7) 全国旅行業協会または日本旅行業協会の登録を有すること。
- (8) 担当窓口となる営業所等に、総合旅行業務取扱管理者の有資格者を在籍させていること。
- (9) 法人として、公用旅券、外国籍の者の査証及び遠隔地の者の査証等を含む業務査証の手配経験を5年以上有すること。
- (10) 法人として、令和6年度までの過去3年間において、十分な国際航空券の手配実績及び査証手配実績を有すること。年間3,000件以上の航空券手配実績及び年間100件以上の査証手配実績を目安とする。
- (11) 法人として、個人情報保護規定、行動規範や情報セキュリティ研修の体制等が整備されていること。
- (12) 国際航空券の手配業務(手配端末の操作業務)3年以上の経験を有する主担当者を2名以上配置できること。
- (13) 日本語でのコミュニケーションが可能な担当者を配置できること。
- (14) 法人として、本件業務遂行に必要な体制(円滑な業務遂行に必要となる経営基盤や、資金等について十分な管理及び精算を適切に行う経理体制なども含む)を有すること。
- (15) その他企画競争説明書及び仕様書に掲げる要件をすべて満たせると認められる者であること。

3. 評価項目

以下の項目について評価する。各項目を構成する事項の詳細は、企画競争説明書記載の通り。

- (1) 業務実績
- (2) 業務実施体制
- (3) 業務実施方針
- (4) モデルプランに対する提案内容
- (5) 経費妥当性
- (6) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する指標

4. 上限額

支払項目ごとに上限単価または上限割合を設定する。詳細は企画競争説明書記載の通り。

5. 企画競争説明書の交付

- (1) 交付期間: 公示日より令和8年2月27日(金)17時まで
- (2) 交付方法: 上記期間、担当部署よりメール添付にて交付する。交付を希望する者は、メール本文に会社名、担当者名、電話番号、Eメールアドレスを明記の上、下記8.問い合わせ先に記載のメールアドレス宛に送信すること。

6. 質疑回答及び問い合わせ先

- (1) 本件業務及び企画競争諸手続きに関する質問は、令和8年2月12日(木)17時までに、下記8の問い合わせ先まで電子メールにて照会すること。
- (2) 期日までに受け付けた照会事項については、企画競争説明書交付全対象者に対し、令和8年2月19日(木)までに、電子メールにて回答する。

7. 実施提案書類の提出

- (1) 提出期限: 令和8年3月2日(月)17時まで
- (2) 提出方法:
 - ア. 書面: 送付または持参すること。送付の場合、書留・宅配便等により期限内に到着するよう送付し、到着を確認すること。書面持参の場合は、持参日時をメールにて事前に一報の上、平日10~12時または14~17時の間に提出すること。
 - イ. データ: 上記ア. の書面提出に加え、同電子データを下記8のメールアドレス宛に送付すること。
- (3) 提出場所: 下記8. の通り
- (4) 提出書類: 企画競争説明書に記載の通り
- (5) 実施提案書類を提出した者は、提案内容に関する面接を令和7年3月6日(金)または9日(月)に原則対面で行う。所要時間は30分程度(質疑応答を含む)。具体的な時間は、提案書提出後にJF担当者と調整すること。
- (6) 結果通知: 令和8年3月16日(月)頃予定

8. 担当部署／問い合わせ先:

160-0004 東京都新宿区四谷 1-6-4 四谷クルーセ

独立行政法人国際交流基金 経理部 会計課 (担当:上杉)

メールアドレス: kaikei@jpf.go.jp

電話: 03-5369-6056

※土・日・祝祭日を除く平日9時30分~18時

※電子メールで連絡する際は、会社名、担当者名、電話番号、電子メールアドレス等の連絡先を必ず明記すること。

9. その他

- (1) 書類等の作成及び手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨に限る。
- (2) 上記7.(1)の提出期限までに適正な全ての書類の提出が無かった団体・個人は、本件委嘱先に選定される資格を失うものとする。
- (3) 審査の過程で、企画提案書類の内容等に関し、質問・確認、追加資料の提出を求められた場合、提示された期限までに応じること。
- (4) 提案書類等の作成及び提出に要する費用は提出者側の負担とする。また、提出のあった提案書類等は採否にかかわらず返却しない。

- (5) 契約保証金:免除
- (6) 契約書作成の要否:要
- (7) 提案の無効:本公告に示した競争参加資格のない者による提案書及び参加者に求められる義務を履行しなかった者の提出した提案書は無効とする。
- (8) その他詳細は企画競争説明書による。(説明会は実施しないため、企画競争説明書を精読すること。)

以上

＜独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について＞

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成 22 年 12 月 7 日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取り組みを進めるとされています。

これに基づき、以下のとおり当基金との関係に係る情報を当基金のホームページで公表することとしますので、所要の情報の提供及び情報の公表に同意の上で、応札もしくは応募又は契約の締結を行っていただくよう、ご理解とご協力を願い致します。

なお、公告案件への応札もしくは応募又は契約の締結をもって所要の情報の提供及び情報の公表に同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

1. 公表の対象となる契約先

次の何れにも該当する契約先

- (1) 当基金において役員を経験した者が再就職している法人、又は当基金において課長相当職以上の職位を経験した者が役員等として再就職している法人
- (2) 当基金との年間取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めている法人

2. 公表する情報

- (1) 法人の名称
- (2) 法人の事業概要
- (3) 当該在職者の法人における役職
- (4) 当該在職者の当基金における最終役職
- (5) 直近の会計年度における取引高
- (6) 法人の総売上高又は事業収入において当基金との取引高の占める割合が「3 分の 1 以上 2 分 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満、3 分の 2 以上」の何れに該当するか

3. 提供していただく情報

- (1) 契約締結日に在職している当基金在職経験者に係る情報(人数、現在の職名及び当基金における最終職名)
- (2) 契約締結日の直近の財務諸表(総売上高又は事業収入の記載があるもの)

4. 公表日

契約締結日の翌日から起算して 72 日以内(4 月 1 日から 4 月 30 日までの間に締結した契約については 93 日以内)

以上